

「消費税 Ver. 6」

今回は中間申告についてです。

課税期間が3ヶ月以上の事業者は、**規定により決まった期間の末日の翌日から、2ヶ月以内**に中間申告書を提出し、納付しなければなりません。

規定期間は以下の通りです。

直前期確定消費税額(消費税申告書の、⑨の欄+⑳の欄の合計額)

- ① 60万円以下 中間申告をしなくてもよい
- ② 60万円超～ 年1回 (決算終了日より6ヶ月)
- ③ 500万円超～ 年3回 (" より3ヶ月ごとに区分した各期間)
- ④ 6000万円超～ 年11回 (" より1ヶ月ごとに区分した各期間)

上記の期間終了後2ヶ月以内に申告及び納付 となります

申告方法は2種類あります。

仮決算に基づく申告...上記規定期間を一課税期間とみなした仮決算に基づき申告

(課税標準に対する消費税 - 控除対象消費税額) = **納税額**

前年実績による申告...基本的な中間申告方法です

上記規定期間で、以下の計算となります

- ②60万円超～500万円以下..... 年1回 前期確定消費税額の **1/2**を 申告、納税
- ③500万円超～6,000万円以下... 年3回 前期確定消費税額の **1/4**を 申告、納税
- ④6,000万円超..... 年11回 前期確定消費税額の **1/12**を 申告、納税

(例) 前期確定消費税額が100万円の場合②に該当となりますので 50万円を年1回、1000万円の場合③に該当となりますので250万円を年3回支払うこととなります。

また、中間申告にて納付した金額は、当期確定申告時に差し引く事が出来ます。

来月号、季節柄年末調整についてです。

長谷川会計広報部

10月の主な税務スケジュール

○9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

納期限...10月11日

○8月決算法人の確定申告

申告期限...10月31日

○2月決算法人の中間申告

申告期限...10月31日

TEL 028-614-2660

FAX 028-614-2661